

令和2年度山形県飲食業等緊急支援給付金交付申請書兼実績報告書

山形県知事 殿

令和 年 月 日

記入にあたっては、記入例と裏面を確認しながら、正しく記入してください。

申請事業者

〒

法人の所在地
又は
個人事業主の住所

法人名
又は
個人事業主の屋号

代表者
職氏名

印

(法人は代表者印に限る。シャチハタ不可)

以下の事項に偽りないことを誓約し、標記給付金の支給を申請します。

| 1 申請金額 (該当する金額の欄に「○」を記入してください。) | 確認欄 |
|-----------------------------------|----------|
| ① 店舗数が1つの場合 | 200,000円 |
| ② 県内に店舗が複数ある場合、又は従業員を6人以上雇用している場合 | 300,000円 |

2 事業者概要

| | | | | |
|------------------|-------------------------------|---------------------------------|--------------------------|---------------------------------|
| 主たる店舗の 名称(屋号) | | | | 左記以外の 店舗がある 場合の所在 市町村名 |
| 主たる店舗の 所在地 | 〒 | | | |
| 業 種 | <input type="checkbox"/> ①飲食店 | <input type="checkbox"/> ②運転代行業 | ← 該当する業種の欄に「○」を記入してください。 | |
| 日中連絡がつく 連絡先 | 固定電話 | | 携帯電話 | |

3 要件確認 (※確認欄すべてに「○」の記入がないと、給付金を受けることができません。)

- 業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に沿って、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施している。
- 給付金の受給後も事業を継続する。
- 令和2年度山形県飲食業等緊急支援給付金交付要綱第2条第1項第9号に定める暴力団等に該当しない。
- 運転代行業にあっては、令和2年度タクシー・ハイヤー事業維持対策支援金の交付を受けない。(※飲食店も「○」を記入)
- 令和2年10月、11月、12月のいずれかの売上げが、前年同月の売上げと比較して30%以上減少した。(つまり、売上げの前年比が70%以下の場合を指します。)
 - 次の表に売上げを記入し、③前年比が70%以下であることを確認してください。

| | ① 令和元年 | ② 令和2年 | ③ 前年比 (②÷①×100) |
|---------|--------|--------|--------------------|
| 10月(※1) | (※2) 円 | 円 | (※3) % |
| 11月(※1) | (※2) 円 | 円 | (※3) % |
| 12月(※1) | (※2) 円 | 円 | (※3) % |

(※1) 売上げが30%以上減少した月(10月、11月、12月)の、いずれか一月のみを記入してください。
 (※2) 青色申告決算書が無い、又は白色申告の場合は、確定申告書第1表⑦の金額を12で割った金額を記入してください。
 (※3) 前年比は、小数点以下を切り上げてください。

4 添付書類 (※確認欄すべてに「○」の記入がないと、給付金を受けることができません。)

- 食品衛生許可証(飲食店)の写し又は認定証(運転代行業)の写し
- 飲食店にあっては、通常営業で夜9時以降も営業していること、酒類の提供を行っていることが分かる書類(※運転代行業も「○」を記入)
- 売上を比較する月(令和元年10月、11月、12月)を含む期間の確定申告書の写し(收受日付印があるもの)
- 令和2年10月、11月又は12月の売上げが分かる書類
- 振込先口座が分かる通帳の写し(申請事業者名義のものに限る。)

※表紙を開いて見開き2ページ分(口座名義(カタカナ)と口座番号の両方が分かるページ)

- 申請金額が30万円の場合に必要な書類(※申請金額が20万円の場合も「○」を記入)

※詳細は、裏面の留意事項をご確認ください。

1 添付書類

添付書類については、申請事業者の業種や類型に応じて異なりますので、以下を確認のうえ提出してください。飲食店は、(1)～(5)までの全ての書類が必要で、運転代行業は、(1)及び(3)～(5)の書類が必要となります。申請金額が30万円の場合は、加えて(6)の書類が必要となります。

(1) 食品衛生許可証（飲食店）の写し又は認定証（運転代行業）の写し

- ①飲食店：食品衛生許可証の写し（県内に店舗が複数ある場合は、2店舗分）
- ②運転代行業：認定証の写し

(2) 飲食店にあっては、通常営業で夜9時以降も営業していること、酒類の提供を行っていることが分かる書類（次の両方を添付してください。県内に店舗が複数ある場合は、2店舗分必要です。）

- ①通常営業で夜9時以降も営業していることが分かる書類
（例）店舗看板の写真、ホームページを印刷したもの、店舗の名刺 など
※店舗名と営業時間の両方が分かるものを添付してください。
- ②酒類の提供を行っていることが分かる書類
（例）メニュー表の写しや写真、ホームページを印刷したもの など
※運転代行業は両方とも添付不要です。

(3) 売上を比較する月（令和元年10月、11月、12月）を含む期間の確定申告書の写し（收受日付印があるもの）

※申請事業者の業種は、原則として、当該書類によって判断します。
※e-Taxで確定申告した事業者は、次のいずれの場合でも、受信通知（メール詳細）の写しを添付してください。（受信通知の「種目名」欄が「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」となっているもの）

- ①法人の場合（次の両方を添付してください。）
 - ア. 確定申告書別表一の写し
 - イ. 法人事業概況説明書の写し（両面）
- ②個人事業主の場合
 - ア. 青色申告の場合（次の両方を添付してください。）
 - ・ 確定申告書第一表の写し
 - ・ 所得税青色申告決算書の写し（ページ1とページ2）
 - イ. 白色申告の場合
 - ・ 確定申告書第一表の写し

※自然災害（台風19号）の影響により、売上げを比較する月（令和元年10月、11月、12月）の売上げが例年より著しく少なかった場合は、平成30年10月、11月又は12月を含む確定申告書の写しの提出により、平成30年と令和2年の売上げを比較することができます。この場合、罹災証明書の添付が必要となります。ただし、直接被害を受けてない事業者であって、台風19号の影響により、売上げが著しく減少した場合は、その影響を具体的に記載した理由書を添付してください。

(4) 令和2年10月、11月又は12月の売上げが分かる書類

- ・ 売上台帳、月次残高試算表など、前年同月と比較して30%以上減少した月（令和2年10月、11月又は12月）の売上げが分かる書類
- ※必ず、空きスペースに署名・押印してください。

(5) 振込先口座が分かる通帳の写し（申請事業者名義のものに限る。）

- ・ 給付金振込先の通帳の「金融機関名」、「支店名」、「口座の種類」、「口座番号」、「口座名義（カタカナ）」の全てが記載されたページの写し
- ※漁業協同組合の口座は取り扱っておりませんので、ご注意ください。

(6) 申請金額が30万円の場合に必要な書類

- ①県内に店舗が複数ある事業者
 - ・ 主たる店舗分を含む2店舗分の次の書類
 - ア. 食品衛生許可証の写し
 - イ. 通常営業で夜9時以降も営業していること、酒類の提供を行っていることが分かる書類
- ②従業員を6人以上雇用している事業者
 - ・ 売上げが30%以上減少した月の末日時点で、従業員を6人以上雇用していることを証する書類
（例）雇用保険の適用事業所台帳ヘッダー2（ハローワーク発行）の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（年金機構発行）の写し、雇用契約書の写し、雇用条件等通知書の写し、源泉徴収票の写し、貸金台帳の写し、出勤簿の写し など
 - ※従業員には、会社役員、個人事業主本人又は親族従業員、2カ月以内の短期雇用又は日雇い雇用の従業員は含みません。

2 その他

次のいずれかに該当する場合、事業者は給付金の全額を返還することになります。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたとき
- (2) 山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月規則第59号）又は令和2年度飲食業等緊急支援給付金交付要綱に違反する行為があったとき